

第 8 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成22年3月18日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成22年3月18日（木曜日）

午前10時0分開議
午後0時0分休憩
午後1時0分開議
午後1時30分閉会

本日の会議に付した事件

議案第46号 平成22年度熊本県一般会計予算

議案第47号 平成22年度熊本県農業改良資金特別会計予算

議案第56号 平成22年度熊本県林業改善資金特別会計予算

議案第57号 平成22年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ① 熊本県水とみどりの森づくり税について
- ② 戸別所得補償制度について
- ③ 国営川辺川土地改良事業（利水事業）の現状と今後の進め方について
- ④ 国営大野川上流土地改良事業（大蘇ダム）の現状と今後の進め方について
- ⑤ 熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定について

出席委員（7人）

委員長 九谷弘一
副委員長 高野洋介
委員 村上寅美
委員 前川 收
委員 平野みどり
委員 城下広作
委員 井手順雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長	廣田大作
次長	福島 淳
次長	藤井正範
次長	加納義英
次長	下林 恭
次長	堤 泰博
農林水産政策課長	白濱良一
団体支援総室長	牧野俊彦
団体支援総室副総室長	浜田義之
農林水産政策監兼	
団体検査室長	加久伸治
農村・担い手支援課長	村山栄一
農業技術課長	渡辺弘道
農産課長	麻生秀則
園芸生産・流通課長	城 啓人
畜産課長	高野敏則
農村計画・技術管理課長	宮崎雅夫
農林水産技術管理監兼	
技術管理室長	山本一登
農村整備課長	大薄孝一
首席農林水産審議員兼	
森林整備課長	織田 央
林業振興課長	藤崎岩男
森林保全課長	久保尋歳
水産振興課長	神戸和生
漁港漁場整備課長	尾山佳人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿田俊夫
政務調査課課長補佐 榎木野美紀子

午前10時0分開議

○九谷弘一委員長 それでは、ただいまから、第8回農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

初めに、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる場合は、執行部の皆さんは着席のままで行っていただきたいと思います。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて各課長から順次説明をお願いいたします。

○廣田農林水産部長 御提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

後議分として御提案しておりますのは、平成22年度一般会計予算及び農業改良資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金の各特別会計予算の4件でございます。

平成22年度予算は、一般会計が590億2,000万円余、農業改良資金特別会計が5億2,000万円余、林業改善資金特別会計が18億1,000万円余、沿岸漁業改善資金特別会計が1億5,000万円余の総額615億2,000万円余となっております。

本県の農林水産業は、少子・高齢化や過疎化などによる担い手の減少、農林水産物価格の低迷、消費者の食の安心安全の確保などの課題に直面しております。

このような状況の中、県といたしましては、本県農林水産業者の安定した所得確保を柱に、安全、安心な農林水産物の安定供給などの責務を果たすため、くまもとの夢4カ年戦略に基づく政策方針や農林水産部施策方針に対応した施策を集中的・効果的に推進して

まいります。

まず、農業関係では、稼げる農業を目指し、熊本産のブランド力の強化のため、トップグレード品の生産対策に積極的に取り組むとともに、農商工連携による商品開発支援や輸出などの販売対策に力を入れてまいります。

あわせて、消費者の信頼を得ることができる安全、安心を基本とした魅力ある産品を継続して生産できるよう、技術開発、施設整備などに対する支援を行ってまいります。

また、農業を安定的に支える認定農業者、地域営農組織など、担い手への支援を引き続き行うとともに、企業も含めた多様な新規就農・就業を促進するため、相談窓口の整備や支援サービスの充実にも力を入れてまいります。

さらに、人的・社会的・地形的要因により発生している耕作放棄地及び休耕田の解消・防止を図るため、米粉用米などの非主食用米の生産対策や消費拡大はもちろん、景観作物の作付を促進するなど、さまざまな方面からアプローチを行うとともに、持続的生産のための基礎となる農業水利施設などの長寿命化と低コスト化を図り、その機能維持に努めてまいります。

次に、林業関係では、森林の公益的機能の維持増進や地球温暖化対策を推進するため、間伐等の森林整備を進めるとともに、森林に放置されている木材の活用を含めた県産材の需要拡大と供給体制整備に取り組んでまいります。

また、それを支える林業・木材産業の振興のため、担い手を育成、確保する取り組みを推進してまいります。特に、林業と建設業等との連携による新たな雇用創出に積極的に取り組むこととしております。

さらに、県有林をモデルとし、間伐した森林の成長量を二酸化炭素吸収量としてクレジットを取得し、カーボン・オフセットに取り

組んでいる企業などに販売することにより、森林整備に係る費用の一部を企業などから調達するとともに、民有林について制度の普及に取り組めます。

次に、水産関係では、水産業の振興を図るため、栽培漁業や資源管理型漁業などの推進による水産資源の回復とともに、藻場造成や干潟域での覆砂などによる漁場環境の保全に取り組むことにより、豊かな海づくりを推進してまいります。

また、新たな養殖魚種の導入などによる養殖県くまもとの復活対策の取り組みを進めるとともに、今年度多くの被害が発生した赤潮対策として、早期防除や被害の最小化に向けた技術開発、さらに、被害者救済策として、養殖共済制度への加入促進に取り組んでまいります。

これらのほか、農業、林業、水産業全般において、本県の多種多様な農林水産物の販売拡大のため、トップセールスなどによるPR活動や情報発信等に引き続き取り組むとともに、くまもと地産地消推進県民条例を踏まえて、県内での消費・需要拡大のための取り組みを強化いたします。

次に、農林水産関係の補助公共事業については、国の予算が大幅に削減される中において、農山漁村地域整備交付金を見込むなどして、前年度当初予算比で70%となりますが、先に議決いただきました2月補正と合わせて90%を確保することができました。

また、県単独事業については、前年度当初予算比で115%、さらに2月補正を加えると136%と大きく増加をいたしております。

執行に当たりましては、事業効果が最大となるよう、これまでも増して計画的に取り組んでまいります。

以上が今回御提案いたしております議案の概要でございますが、詳細につきましては、担当課長、総室長から説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

す。

また、その他報告事項といたしまして、戸別所得補償制度について、ほか4件を予定しております。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げます。

以上、どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料の1ページをお願いします。

平成22年度当初予算の総括表でございます。

先ほど部長が説明しましたとおり、農林水産部全体では、合計で615億2,000万円余となっております。

2ページをお願いします。

農林水産政策課の予算でございます。主なものについて説明いたします。

まず、上段の職員給与費は、現在配置されている職員をベースに計上しております。各課も同様でございますので、個別の説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、中段の農政諸費でございますが、説明欄1の諸費6,500万円余のうち、会計検査院の指摘に伴う国庫補助金返還金に5,500万円を計上しております。

指摘を受けた事項につきましては、既に改善策を講じ実行しておりますが、引き続き部を挙げて適正な事務処理に努めてまいります。

説明欄2は、農林水産部長秘書業務を来年度から外部委託するための経費を、説明欄3は、部内の政策調整経費を計上しております。

下段の農政企画推進費は、説明欄1のくまもと農・林・水「夢」挑戦事業といたしまして、くまもと農林水産業再生会議の開催及び地産地消の推進等に要する経費を計上しております。

3ページをお願いいたします。

説明欄2でございますが、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、地産地消の意識啓発活動に要する経費を計上しております。

説明欄3でございますが、ふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして、生産者と消費者ニーズのマッチングを図るための地産地消連携拠点及び地産地消連携推進員の設置に要する経費を計上しております。

2段目の農業諸費は、鉄道建設運輸機構からの委託を受けまして行う九州新幹線博多―新八代間の高架橋建設に伴う影等による農産物の影響調査に要する経費を計上しております。

下段の農業経営諸費から11ページの草地畜産研究所費までが、農業研究センターの予算でございます。

主なものとして、5ページをお願いします。

上段の説明欄4の地域グリーンニューディール基金事業は、基金を活用いたしまして、農業研究センターの冷蔵・冷凍設備を省エネルギー化するために改修を行うものでございます。

6ページをお願いします。

説明欄6のくまもとオンリーワン農産物研究開発事業は、本県の主要農産物におきまして、県オリジナル品種及び優良家畜を育成するとともに、その特性を最大限引き出す栽培技術や飼養技術を開発するものでございます。

説明欄7の安全な農産物の生産技術高度化事業は、くまもとグリーン農業の推進を支援するため、消費者が求める安全な農産物づくり及び環境に配慮した持続型農業生産を行うための技術の高度化・総合化を中心とした研究開発を行うものでございます。

次に、恐れ入りますが、13ページをお願いします。

林業研究指導所の予算でございます。

下段の試験調査指導費の説明欄2の試験調査事業でございますが、森林環境の保全、森林の造成・管理技術等に要する経費を計上しております。

14ページの説明欄3でございますが、県産材の需要拡大、特用林産物の生産性向上等を図る技術開発に要する経費を計上しております。

次に、15ページをお願いいたします。

下段からは、水産研究センターの予算でございます。

16ページの説明欄7の試験調査事業は、水産業の生産技術の研究開発等に要する経費を計上しております。

17ページをお願いいたします。

説明欄8の赤潮防除技術開発試験は、新規事業として、シャトネラ赤潮の駆除技術の開発及びシャトネラ赤潮による魚類のへい死を防止・軽減するための実用的な技術の開発を行うものでございます。

以上、農林水産政策課といたしましては、合計で48億800万円余をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

資料は、18ページ以下でございます。

団体支援総室におきましては、農林水産業に係る各種組合の検査、指導、それから制度資金、こういうふうなものについての予算を計上しているところでございます。

主なものでございますが、まず、18ページの農業総務費の真ん中付近、流通体制整備促進費とございます。これは右の方に説明欄がございますが、1、2、3とありまして、3番、マル新となっておりますが、卸売市場整備計画策定事業ということでございます。

これは、5年ごとに卸売市場整備計画の見直し、策定をすることになってございます。

が、第9次となります計画、来年はその切りかえの時期ということで、それに係る計画策定費、それから一部緊急雇用創出基金を利用いたしまして、いろんな調査等を行うことにしております。それに係る予算をお願いしているものでございます。

それから、その下が農業金融対策となっております。ここからが農業金融関係でございますが、19ページをお願いいたします。これは、22ページぐらいまで、農業関係の制度資金の利子補給とか、そういうふうなものを計上しているところでございます。

基本的に、制度資金につきましては、既存融資に係ります利子補給、それから新規の融資見込み分、そういうふうなものを計上するとともに、あと、後年度の利子補給のために、債務負担が必要な部分について、債務負担行為をお願いしているというところでございます。基本的には継続事業ということでございますが、融資枠が拡大しているものなどについて御説明いたします。

まず、19ページ、農業近代化資金ですけれども、右側説明欄の1番ですが、農業近代化資金、丸ポツの一番最後の括弧に融資枠40億となっております。

これは、昨年29億から40億に拡大しているところでございます。これは、近代化資金の無利子化等に伴いまして、需要がふえているということで、今後見込まれる資金需要を踏まえたものでございます。

それから、ちょっと飛びまして、21ページをお願いいたします。

一番下の段の農畜産特別資金助成費でございますけれども、右側の説明欄1番と2番がございまして、2番の畜産経営維持緊急支援資金というのがございます。

これは、21年度の国の経済危機対策に伴いまして、大家畜農家の負担軽減を図るということで、借りかえ等に対応する資金を創設したものでございますが、要望が多いことを踏

まえて、括弧内の融資枠20億となっております。昨年10億から20億に拡大しているところでございます。なお、20年度からは、養豚につきましても、対応を一緒にするというところで考えております。

次の22ページをお願いいたします。

下の段の方ですが、経営対策資金助成費ということで、右側の説明欄、飼料・燃油価格高騰緊急対策資金でございますが、これは、20年度、21年度、2カ年の予定でしてございました。昨今、価格の落ちつきもあるようでございますし、ニーズも少なくなっているということもありまして、予定どおり22年度からは既融資分だけを計上しているところでございます。

それから、24ページをお願いいたします。

林政関係でございますが、下の段で森林組合総合強化対策ということでございます。右側の説明欄で、森林施業集約化支援事業ということで、8,800万程度をお願いしてございまして、これは、森林組合の事業拡大、それから経営改善のために、ふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして、施業プランに關します職員を雇用したというふうな事業を計上しているところでございます。この分が増額となっているところでございます。

次の25ページをお願いいたします。

25ページから26ページまで、林業金融対策関係でございます。25ページは、主に継続でございますが、26ページの一番上をござらんいただきますと思います。

26ページの一番上、説明欄のところの2番で、森林整備加速化・林業再生事業がございまして、これも基本的には継続でございますけれども、いわゆる基金事業につきましても、利子助成ということで、昨年度から計上しているところでございます。

それから、この26ページの下の方から水産業協同組合関係となっております。

27ページをござらんいただきますと思います。

す。

右側の説明欄でございますが、ここで冒頭の説明がございましたように、赤潮被害対策ということで、右側の説明欄の6番ですね。マル新ということで、養殖共済(赤潮)加入促進緊急対策ということで掲げているところでございます。

これは、赤潮被害対策といたしまして、セーフティーネットとなってございます養殖共済の加入促進を図るということで、掛金の一部補助を新規でお願いするというものでございます。3年間という期間限定ということで、一応考えているところでございます。

概略を申し上げますと、赤潮被害対策につきましては、通常の養殖共済で対応する分と、それから赤潮被害に関します赤潮特約の部分と2階建てになってございます。この2階の部分につきましては、このページの一番上の大きな3番で赤潮特約掛金補助というのが、これは引き続きの事業でございますが、これによりまして、特約部分につきましては、既に国と県で負担をしております、漁業者の負担はないということになってございます。

今回は、1階部分に当たります基本的な養殖共済、要するに基本的なところに入っていないと特約が使えないということで、この部分につきまして、国庫補助の10%相当を上乗せするというふうなインセンティブという対応をとりまして、加入促進を進めようというものでございます。

それから、27ページの一番下からが漁業関係の制度資金でございますが、いろいろメニューがございますけれども、大きな変更はございません。必要な債務負担行為についてもお願いしております。

29ページをごらんいただきたいと思えます。

右側の説明の4と5とございますが、5番で赤潮対策資金利子補給とございます。

これは、昨年の夏の赤潮被害に対しまして、9月補正でお願いした分でございます。これまでに約1億円程度の利用があるという予定でございます。この予算は、これまでの融資分についての今後の利子補給分ということでございます。

それから、特別会計の関係に入りますが、31ページをお願いいたします。

31ページ以下で、特別会計の主なものを御説明いたします。

まず、31ページが農業改良資金でございますけれども、上から2段目に、農業改良資金の予算、ここが貸付枠でございますが、上から2段目が1億ということで、対前年度マイナスの2億ということになってございます。これは、最近の需要減の動向を考慮して、枠を縮減したものでございます。

それから、そのページの一番下に国庫支出金返納金とございます。1億500万円余ございますが、これは、融資枠の減に伴いまして、貸し付け原資が国3分の2負担になってございまして、その分を国に返納するというものでございます。

それから、32ページをお願いいたします。

一番上に、同じく特別会計から一般会計への繰出金ということで5,200万円余ございますが、これは先ほどの国の3分の2の残りの県の負担3分の1、これを一般会計に繰り入れるものでございます。

なお、農業改良資金につきましては、ちょっと資料にはございませんが、現在、県の財政資金を貸し付けるということで、農業者の新技术の導入に取り組む場合等に対応しているものでございますけれども、今般貸し付け主体を県から日本政策金融公庫に変更するというふうな見直しが見られる予定でございまして、関係法への改正が審議中ということでございます。

33ページをお願いいたします。

33ページは、林業改善資金の特別会計でござい

ざいます。これには、上半分と下半分、2本
ございますけれども、下半分の方で木材産業
等高度化資金というのがございます。10億円
余の予算を計上してございます。

これは、木材産業等高度化推進資金という
ことで、木材の生産、流通の合理化促進のた
めの低利資金の融資ということでございま
すが、原資を国から借りて、それをさらに金融
機関に預託するというふうな仕組みになっ
てございまして、これが5年ごとに借りがえを
やるというふうな仕組みになってございま
す。それが、来年度、この借りがえの時期に
当たるということで、一たん国に返しまし
て、また借りるというふうな手続を踏む必要
があるということで計上しているものでござ
います。事業内容には大きな変更はござい
ません。

それから、35ページをお願いいたします。

最後でございしますが、沿岸漁業改善資金関
係でございすけれども、これにつきまして
は、融資枠等に大きな変更はございませ
ん。引き続き、1億5,400万円の枠でやっ
ていくということで考えてございます。

以上でございす。団体支援総室、一般会
計、特別会計合わせまして48億9,410万5,000
円ということでございす。よろしくお願
いいたします。

○村山農村・担い手支援課長 農村・担い手
支援課でございす。

36ページからでございすけれども、ト
ータルで13億円余、農村・担い手支援課はふ
えておまして、今年度は3つの種類がござ
いす。

まず1つが、21年度まで国が直接採択した
もの、これが県の方に予算をとるようにな
ったものが1つございす。それから、次が雇
用基金関係で、21年度までは労働雇用総室の
方で予算化していたものが、県の各課の方
で予算化するようになったもの、それから3番

目が新規事業ということになっております。
主にこのようなものを初め、主なものを説明
欄の方で説明したいと思ひます。

36ページでございす。

まず、右の方の説明欄1の農業労働力確保
緊急雇用促進事業でございすけれども、こ
れは先ほど申しました基金のものでござい
まして、農業団体等が失業者を雇用する場
合に助成するものでございす。

それから、2番目、新規としまして、遊休
農地活用イエロープロジェクト事業でござ
いす。

これは、景観形成を目的にします——先
ほど部長の説明にありまして、菜種、ヒ
マワリ等を作付する場場合に助成するもの
でございす。

それから、4番目、担い手育成支援事業で
ございす。

これは、認定農業者、あるいは地域営農組
織の育成、確保、それから経営力の強化を
支援するソフト事業のものでございす。

37ページをお願いいたします。

上の5番、農地流動化推進事業でござい
まして、これは、県農業公社とかあるいはJA
の方で農地流動化をやるようになってお
まして、その活動費、それから流動化をした
場場合に奨励金がございまして、その費用
を計上しているものでございす。

それから、6番目、耕作放棄地解消緊急
対策事業、これは国の対象とならない部分、
農用地区域外、それから自己所有地——自
己所有地は今年度新たにつけ加えたもの
でございすけれども、これを解消する場
場合に助成するものでございす。

それから、7番目が子どもたちによる
耕作放棄地再生モデル事業、これは引き
続きでございすけれども、昨年度は60
万円にしておられますけれども、35万
円に落としまして、地区数を多くして
助成するというふうなことに
しておられます。

それから、8番目、くまもと農家経営「夢づくり」支援体制確立事業でございます。

これは、これまで農家経営で集団指導をやっておりましてところが、今回個別指導をやるということ、JA中央会とともにシステム開発を行いまして、経営分析、技術分析をやるためのシステム開発への助成、補助でございます。

38ページをお願いいたします。

上から2つ目の10番の集落営農補助事業でございます、地域営農組織の設立、それから法人化に必要な機械、施設の導入に対して助成するものでございます。

その下は、債務負担行為の設定をお願いしておりますけれども、これは農業公社が規模拡大する農家に――規模の小さな農家等から改良を行いまして、それから拡大する農家に売り渡しをするときに一時的に保有しますことから、そのときに、ここに書いてあります1が菊池のJA、それから2番目が全国農地保有合理化協会から借入れを行い、それに対する損失補償を行うものでございます。

39ページをお願いいたします。

一番上の1、農業委員会等振興助成費でございます。

左の方の比較増減のところを見ていただきますと、7,000万円余が増額しております。これは、農地法が改正になりまして、農業委員会等の農地パトロール等の業務が非常に多くなってまいりまして、それに対する助成費がふえているというふうなところでございます。

それから、中ほどにあります地域営農組織法人化・経営多角化雇用促進事業、これはふるさと雇用再生特別基金を使うものでございまして、法人化した地域営農組織におきまして、失業者を雇用して経営規模拡大等や経営の多角化を行う場合に、――5法人を予定しておりますけれども、――これも法人化するものは継続してやっておりますけれども、

助成するものでございます。

それから、一番下の段のマル新ということで新規就農者補助事業、これは新規就農者に対しまして、機械、施設等の導入に対する補助でございます。

40ページをお願いいたします。

1のマル新、就農研修環境整備事業でございます。

これは、就農者の育成・確保のための研修施設、それから宿泊施設を整備するための補助でございます。ことしは初めての要望がありまして、芦北の鶴田農園を助成することにしております。

それから、2番目、マル新、くまもと農業経営塾でございますけれども、これは第一線で活躍する経済人、大学教授等による県内農業者の次世代リーダーの育成ということで、若手を育成するために、県外からこういった方を呼んで育成していこうと、ゼミ形式で育成していこうというふうな取り組みでございます。

3番目、マル新、企業等農業参入支援事業、これは企業参入に対する支援事業でございます、昨年度国の方でも事業がありましたけれども、それが制度改正によりなくなりました、単県で措置するものでございます。

それから、4番目、新規就農誘導事業は、ふるさと雇用再生特別基金を利用したものでございますけれども、これは、失業者等を農業研修として雇用した場合に、実践研修を行うことにより新たな担い手として育成ということで、それに対して助成するものでございます。

41ページをお願いいたします。

上から2つ目、7のがんばる新農業人支援事業でございます。

これは、新規就農支援センターを拡充して、今農業会議の中に就農相談を設けておりますけれども、その相談員の増をしたり、あるいは一連の新規就農に対する情報を総合的

に提供しようという事業でございます。

次は、42ページをお願いいたします。

一番上の1番、マル新、地域担い手経営基盤強化総合対策実践事業でございます。

これは9億ほどありますけれども、先ほど申しました新規事業の中で、国の直採事業だったものを県の予算を通すようになったものでございまして、融資事業を用いまして、農業用機械、施設の導入を行った担い手の自己負担分に対する補助というふうなものでございます。

それから、2、子どもプロジェクトコーディネーター確保事業、これはふるさと雇用再生特別基金を使ったものでございまして、阿蘇地域を対象にしておりますけれども、体験学習等の受け入れ整備を失業者の雇用により実施ということで、コーディネーターを雇用する場合に実施するものでございます。

その下、経営構造対策事業、これは継続でございますけれども、8億円余ございまして、地域農業の担い手となるべき認定農業者等の確保・育成に資するための基盤整備に対する補助ということで、地域ぐるみで共同利用施設等を整備する場合に助成するものでございます。

次、43ページをお願いいたします。

一番上の5番の都市農村交流対策事業、これは引き続きでございますけれども、都市と農村の交流を促進するための受け入れづくりのソフト事業を中心としたものでございます。

その下の枠が農業大学校費になっておりまして、2のマル新ということで、地域連携農大教育レベルアップ事業ということにしております。

これは、地域のニーズに沿った特定事業についてプロジェクト教育を展開ということで、生徒にプロジェクト教育をやりたいということで、来年度は農産加工とあか牛に関するプロジェクト教育をやりたいということ

で、そのための必要経費を計上しているものでございます。

次は、47ページをお願いいたします。

これまでが一般会計でございまして、47ページからが農業改良資金特別会計の就農支援資金助成金でございまして、これにつきましては、説明欄にございまして、貸付金、それから国への償還金、一般会計への繰出金というものを計上しているものでございます。

48ページをお願いいたします。

農村・担い手支援課、一般会計と特別会計を合わせまして38億8,000万円余の予算をお願いしております、先ほど申しましたとおり13億円余の増額ということになっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○渡辺農業技術課長 農業技術課でございます。

49ページをお願いいたします。主なものを説明させていただきます。

まず、農業総務費のうちの3段目農政企画推進費でございますが、21年度から実施しております「有作くん」などの本県農林水産物に係る認証制度を、引き続きPRするための経費でございます。前年度の予算は、農林水産政策課で800万円を計上しておったところでございます。

50ページをお願いいたします。

農業改良普及推進費につきましては、普及組織を中心とした産学官連携によります新技術の確立と普及を図るものと、地域農業を側面からサポートする普及員のOBの活動を支援するもの、そして、緊急雇用創出基金を活用して、過去の普及情報を電子化する臨時職員に係る予算を、その下の段では、毎年実施しております農業コンクール関係の経費をお願いしているところでございます。

51ページをお願いいたします。

下の段の農作物対策推進事業費では、説明欄の1の信頼のあるくまもと農作物レベルアップ事業ということで、近年世界的に生産現場で取り入れられつつありますギャップ、GAPと書きますけれども、という生産管理手法につきまして、本県の実情に合ったGAPの導入をするための経費でございます。

2と3では、近年被害が増加傾向にあります鳥獣害対策に要する県と市町村等の経費でございます。特に、3の市町村等の経費につきましては、これまで国が直接採択していたものが県を経由するようになったものでございます。

52ページをお願いします。

2段目の土壌保全対策事業では、説明欄の1では、エコファーマーや「有作くん」など、環境に優しい農業を総称しますくまもとグリーン農業を推進するための経費を、2では、農地・水・環境保全向上対策に係ります経費を、それから3と4では、土づくりや環境保全型農業推進に係る経費でございます。

53ページをお願いします。

上段の農用地土壌汚染防止対策事業費では、土壌中のカドミウム濃度を減少させるための技術の実証を行うものでございます。

2段目の植物防疫費は、病虫害の発生状況を調査し、効果的な防除技術などの情報提供を行うものでございます。また、そのために、農業研究センター内に設置しております病虫害防除所の運営活動に要する経費をお願いしているものでございます。

さらに、54ページでは、農薬販売業者や生産者への安全使用のための周知、指導に係る経費でございます。

以上、農業技術課としましては、一般会計で21億9,000万円余をお願いしているところでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○麻生農産課長 農産課でございます。

55ページをお願いいたします。

上段の米麦等品質改善対策事業費1億1,000万円余の予算でございますが、右の欄の1から4までにつきましては、それぞれ、米・麦・大豆に関しますソフト・ハードにつきまして、昨年同様の予算を組ませていただいております。

5番目のくまもと米トップグレード総合推進事業につきましては、新規事業として、良質米のブランド化を図るために、たんぱく質含量等による仕分けを行い、国内外への販路を拡大していきたいということで、具体的には、人工衛星等の画像を解析することによってそういうものがわかるということでございます。

それから、6番目の地域特産大豆ブランド化事業でございますが、今いろんなこだわりの大豆等が県内にも出回っております、国の支援に乗るまでの小規模につきまして、県が単独で支援を行うものでございます。

7番の米流通適正化対策事業につきましては、いわゆる非主食用米から食料米への横流れ防止等の食糧法の改正が行われておりますので、それに伴う事務費でございます。

次に、畑作振興費でございますが、1番、2番、3番等につきましては、それぞれ、葉たばこ、お茶等に対するハード・ソフト事業でございます。

4番目の県産茶銘柄確立支援事業につきましては、昨年の補正で事業化したものを今年度も引き続きやるということで、これにつきましては、銘柄を確立するため、高品質茶等を旅館等へ導入するための経費の助成でございます。

次に、イグサの対策事業費でございますが、2億7,900万円ということで、昨年よりも9,300万円余の金が増額してございます。

主な増額したポイントを申し上げますと、1のくまもと畳表価格安定対策事業、これは昨年からあるのですが、国の方の予算が補助

事業に変わったため、今年度については19カ月予算を組まなければならないということで、その分について県の上乗せ分が主にふえたというものでございます。

2番、3番につきましては、昨年同様のそれぞれのブランド化のソフト・ハードということでございます。

4番につきましては、地産地消条例導入後の地産地消の家づくりに対する支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

生産総合事業につきましては、生産採択に伴うそれぞれ機械、施設等の補助を行うわけでございますが、8億9,000万円ということで、昨年とほぼ同様の予算を組ませていただいております。

次に、水田営農活性化対策事業でございますが、3億8,200万円余の事業を組んでございます。5,000万円のマイナスでございますが、1、2につきましては昨年同様でございます。非主食用米につきましては、昨年が2億円ちょっと組んでおりますが、県費の上乗せ分ということで、2万4,000円の1億円分を上乗せしておりましたものを、国の方の事業で行うということで、その分が減額になっております。

4番目の県産米粉パン地産地消促進事業、いわゆる小中学校に週1回パンを補助する経費につきましては、昨年の2学期から予算化しておりますが、今年度も同様の予算でございます。なお、一昨年は全額補助をしておりましたが、今回は2分の1程度の定額補助ということで予算を組ませていただいております。

5番目の球磨焼酎等ブランド確立推進事業等につきましては、これも補正でやっておりますが、昨年と同様の予算を組ませておりますが、面積等の増加を見込んでおまして、予算を増額させております。

6番、7番につきましては、ふるさと雇用再生特別基金を労働雇用総室で組んでいたの

を、それぞれ各課で組むということで、うちの課では、それぞれ米粉に関する事業を組ませていただいております。

以上、農産課としましては、18億6,600万円余ということで、ほぼ昨年と同じ予算を計上させていただいております。よろしく御審議をお願いいたします。

○城園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。主なものを御説明いたします。

62ページをお願いいたします。

ブランド確立・販路対策費の説明欄ですけれども、2の県産農林水産物輸出促進チャレンジ支援事業につきましては、農林水産物等の輸出促進のための情報収集、商談会等に要する経費及び生産者団体等が個別に実施するテスト輸出等への補助を行うものでございます。

その下の3、くまもとの宝トップセールス事業につきましては、農林水産物について、国内外市場の確保と規模拡大を、知事がトップセールスということで支援するための経費でございます。

次に、63ページをお願いいたします。

63ページの説明欄の5、新規事業ですけれども、農商工連携・地産地消促進事業は、農商工連携の促進に向けた農と商工のマッチング会の開催、一次加工に取り組む際の食品加工機器の導入に対する補助及び農産物直売所等の統一的なPRのための経費でございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。

ここからは、野菜対策費になりますけれども、説明欄の7、くまもとリーディング野菜確立支援事業ですけれども、生産量日本一を誇るトマトにつきましては、トマトのトップグレードの高糖度トマトなどで品質評価を高めたり、出荷予測の精度を高めることなどで、

量販店から信頼される産地づくりを行うための生産力、販売力を強化する取り組みに対する補助でございます。

その下の8、これも新規ですけれども、県内需要対応型野菜産地育成事業ですけれども、生産者、卸売市場、経済連、県が連携しまして、県内需要に基づいた新たな野菜産地を育成する際に、農家の野菜販売価格が低落したときの補てんを行うものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

ここから果樹振興対策費になりますけれども、説明欄の1、これは継続ですけれども、魅力あるくまもとブランド園芸産品づくり推進事業ですけれども、熊本ブランドとなり得るものとして、際立つ甘さが好評の高級な「秋麗」ですとか、7月のお中元に出荷できるような「デコポン」など、魅力あるトップグレードの産品づくりに向けた生産拡大と品質管理体制等の整備に対する補助を行うものでございます。

その下の2、これも新規ですけれども、くまもとの果実・花の需要創出支援事業ですけれども、地産地消の拡大に向け、幼稚園・保育園児においしい県産ミカンを提供する食育活動及び熊本の花を使ったブライダルの演出という新たな商品開発を進める活動への補助を行うものでございます。

以上、園芸生産・流通課といたしましては、5億1,093万8,000円の予算をお願いしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

67ページをお願いいたします。主な事業について御説明いたします。

まず、67ページの中段の畜産総合対策事業費のうちの、右の説明欄の「クマコメ」畜産物確立推進事業でございますけれども、この事業は新規事業でございますまして、水田の有効活用と飼料の自給率向上を図るため、飼料米

の利用を行いまして、その畜産物のブランド化、これを推進するための事業でございます。

続きまして、その下の畜産関係技術者養成事業でございますけれども、これも先ほどありましたように、商工労働部で一括してやっていたものを、今回各課ですということ、ふるさと雇用再生特別基金を活用した事業でございます。これは、有能な畜産関係技術者を養成いたしまして、規模拡大を目指す畜産農家への就農促進を推進するための経費でございます。

続きまして、68ページをお願いいたします。

中段の畜産生産基盤総合対策事業費の中の説明欄の家畜生産基礎総合対策事業でございますけれども、これは肉用牛の改良のための種雄牛づくりを行う事業でございますまして、肉用牛の検定、改良効率化に要する経費でございます。

その下の家畜改良増殖総合対策事業費でございますけれども、これは主に家畜——肉用牛と乳用牛の導入関係の助成並びに種雄牛造成のための検定牛の購入に関する経費でございます。

なお、この事業の中に、乳牛の性判別精液を活用いたしました高能力乳牛の確保対策、この部分の中に入れておるようなものでございます。

続きまして、3番目のくまもと和牛緊急増頭対策事業でございますけれども、これは平成20年から開始して、3年間で自立できる肉用牛農家を育成するというところで事業をしておりますけれども、一応来年度が最終年度になる事業でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

まず、説明欄の家畜畜産物価格安定対策事業でございますけれども、これは肉用子牛、肉豚、鶏卵の価格変動による農家の損失を補

てんするための積立金への助成を行う事業でございます。

その説明欄の一番下の部分でございますけれども、熊本県食肉輸出促進対策事業でございます。

この事業は、平成21年度に、熊本畜産流通センターの輸出対応の食肉センターの整備、これについては予算をお世話になっているわけでございますが、今整備を進めておるわけでございます。

今回の予算につきましては、熊本県の場合は約7,000頭の乳用廃用牛が出るわけございまして、この乳牛の廃用牛につきましては、輸出対応施設では処理できなく、今回現在の施設の一部を改修する予算ということで要求しているわけでございます。

また、先般、熊本市の方の議会で答弁があったわけでございますけれども、熊本市の食肉センターが老朽化しておりまして、その代替施設として、熊本畜産流通センターの整備の中に一緒に入るというような方向で、今調整がされているわけでございます。

熊本県としては、食肉の一元化、こういった部分で統合が望ましいと思っているような状況でございますけれども、利用業者の全員の同意並びに屠畜料金の解決、こういった部分がまだ課題として残っているような状況でございます。

そういった部分で、今回当初予算では、既存施設の改修計画を計上しておりますけれども、例えば利用業者の統合に対する理解並びに熊本市が正式に畜産流通センターへの方向決定をした場合には、新たに計画の変更、こういったことが考えられますので、この点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、70ページをお願いいたします。

この中の2段目のくまもと畜産物流通戦略対策事業でございますけれども、天草大王、ひごさかえ肥皇、これは農研センターで開発した品種でございますけれども、この流通

拡大をする事業でございます。

それで、この中で、現在乳牛関係で、熊本県は2分の1を県外に出荷しておるわけでございますけれども、その出荷のローリーの部分のソフトタンク事業、これが環境省の地域グリーンニューディール基金を活用してできるような格好になりましたので、そちらのソフトタンク及び洗浄施設の補助が、この事業の中に含まれているような状況でございます。

続きまして、70ページの一番下の家畜衛生管理指導事業でございますけれども、これは食の安全を確保するための検査・指導及び死亡牛のBSE検査に要する経費でございます。

71ページ、説明欄の家畜伝染病防疫対策事業でございますけれども、これは家畜伝染病の発生予防及び蔓延防止のための検査及び予防接種に要する経費でございます。

その下段の広域農業開発推進事業でございますけれども、これは昭和57年から平成10年にかけて阿蘇地域で実施いたしました草地開発、広域農道、これの償還金でございます。

続きまして、72ページの草地開発費の中の公社営畜産基地建設事業でございますけれども、これは飼料畑の造成、畜舎の施設の整備等に関する補助でございます。20年から24年にかけて、宇城地区を現在実施中でございます。

最下段にありますように、畜産課合計で27億5,800万円余の予算をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。主なものにつきまして御説明をいたします。

74ページをお願いいたします。

国営土地改良事業直轄負担金でございま

す。右の説明欄にございます5地区の国営土地改良事業に対する県及び地元の負担金でございます。

75ページをお願いいたします。

下段の土地改良施設維持管理事業でございしますが、これは土地改良施設の整備補修に要する資金造成や管理体制の整備、施設の管理の省力化等に要する経費でございます。

次に、76ページをお願いいたします。

一番上の土地改良負担金総合償還対策事業費でございすけれども、これは、土地改良事業の農家負担金の軽減を図るために、償還ピークの平準化等を行うための助成を行う、そういったものでございす。

77ページをお願いいたします。

上段の農業農村整備調査計画費でございすが、これは、今後県営事業として整備が必要な地区に対する基礎調査、それから事業計画作成等に要する経費でございす。

下段の森林総合研究所営特定中山間保全整備事業負担金でございすが、本年度で完了いたします阿蘇小国郷地域の事業に対する県及び地元の負担金でございす。

78ページをお願いいたします。

上段の県営土地改良調査計画費でございすが、先ほど御説明をいたしました調査計画に加えまして、国から補助を受けて実施をいたします、今後県営事業として実施する予定地区の事業計画の作成に要する経費でございす。

79ページをお願いいたします。

上から2段目の農業土木行政情報システム費でございすが、説明欄の2をごらんください。

企業参入促進支援農地情報図整備事業でございすが、新規事業といたしまして、農業への企業参入促進に資するために、耕作放棄地の分布でございすとか、農地所有者の意向など、農業を付加した農地情報を整備するための事業を新規に実施するためのものでございす。

ざいす。

一番下をごらんください。

農業農村整備推進交付金でございす。これは、本年度から、団体営事業の県の補助事業を整理統合いたしまして、市町村の推進計画に基づいて交付金を交付するものでございす。市町村等が行います農業農村整備に対する支援に要する経費ということでございす。

なお、本交付金につきましては、農村整備課計上といたしておりましたが、来年度からは当課で計上をさせていただきたいということで考えておりました。

80ページをお願いいたします。

一番下に課の計がございすが、農村計画・技術管理課といたしましては、総額で30億7,700万円余をお願いいたしておりました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大薄農村整備課長 農村整備課でございす。81ページからよろしくお願ひします。

81ページの中段の山村振興対策事業費でございす。

説明欄に記載してありますが、中山間地域において、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、集落協定に参加する農家へ直接支払い事業を行うものでございす。説明欄の1から3までの事業費を計上しておりました。

また、この事業につきましては、22年度からは3期目の対策となりますけれども、高齢化の進行にも配慮した取り組みやすい制度に見直される予定でございす。

次に、83ページをお願いいたします。

2段目の地籍調査事業費でございすが、熊本市を含みます26の市町村で事業を実施してまいります。

次が土地改良費でございすが、この主なものについて説明いたします。

まず、84ページのかんがい排水事業でございす。

います。

農業用水施設、あるいは排水路、排水機場等の整備に17地区で実施してまいります。比較増減などで前年度に比べまして減額となっておりますが、先議分で御承認いただきました補正分とあわせて実施してまいることしております。

また、下段の農道整備事業費でございますが、農道の新設、改良に26地区で29億1,900万円余を計上しておりますが、昨年度までは、広域農道、農免農道、一般農道の事業として別建てで計上しておりました。今年度からは、ここで一括で計上しております。

また、農道整備事業につきましては、対前年比が出ておりませんが、おおむね9億円の減額になっております。これにつきましては、近年農道事業の新規を抑えてきたこと、また、広域農道の完了地区が多くなってきたこと等によるものでございます。

次に、84ページが一番下の欄でございますが、単県農業農村整備事業費につきまして、説明欄1でございます。85ページにかけて説明をしてございますけれども、県営事業と関連した仕組みを受けまして、地域の実情に合わせて実施する地域密着型農業基盤整備事業を、新設、新規で計上しております。この事業を活用して、地域に密着したより効果的な農業農村整備事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

85ページの中段でございますが、県営中山間地域総合整備事業でございます。

中山間地域の農業生産基盤や農村生活環境基盤などの総合的な整備を14地区で実施してまいります。

また、最下段の県営経営体育成基盤整備事業につきましては、県内25地区の区画整理や用排水路の整備に要する費用を計上しております。また、ここでも比較増減欄の対前年比に差がございますが、これも先ほど説明しましたように、21年度の補正予算とあわせて実

施してまいる予定でございます。

飛びまして、87ページをお願いします。

上から2段目の農地・水・環境保全向上対策事業費でございますが、農地や農業用水など、資源を適切に保全・管理するため、地域ぐるみで共同の取り組みを行う活動組織を支援するものでございます。これも引き続き実施してまいります。

次に、4段目、農地防災事業費でございますが、88ページの説明欄に記載してございます海岸保全事業です。

海岸保全区域で高潮等から背後地の農地を守るため、堤防や消波工などの新設、改良を実施するもので、本年度19地区で実施してまいります。

また、2番目の事業として、マル新と書いてありますが、災害関連大規模漂着流木等処理対策事業として、当初から予算を計上しまして、洪水や台風等による漂着した流木やごみの処理に速やかに対応したいということで計上しております。

次に、障害防止対策事業でございますが、防衛施設周辺で演習行為等により生じる障害を防止するため、用水施設等の整備を行うものでございます。御船町の上野地区で実施しております。

89ページの上段でございますが、国の予算との関係上、2年間の事業を初年度で契約する必要がありますことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

89ページの農地防災事業費につきましては、防災ダムやため池、排水機場等の整備、改修に要する費用を計上しております。

また、あわせまして、債務負担行為の設定をお願いしておるものです。債務負担行為につきましては、熊本市小島地区の排水機場を含め、7地区の改修整備費用をお願いしております。

91ページをお願いいたします。

農地保全事業費でございますが、農用地の

土壌浸食等の防止を主要11地区で実施してまいります。

最後になりますけれども、最下段の農地災害復旧費でございます。過年度及び現年度の災害復旧分をあわせまして計上してございません。

以上、農村整備課といたしましては、92ページの最後の段ですが、193億5,800万円余を計上しております。

今後とも、農業農村整備の持続的発展を図るため、ハード事業及びソフト事業につきまして、コスト縮減に努めながら、効果的な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。主要事業、新規事業を中心に説明させていただきます。

94ページをお願いいたします。

説明欄の一番上の方に掲げております4、集約化計画支援事業でございますけれども、この事業は緊急雇用創出基金を活用した事業でございます。森林施業の集約化に重要な役割を果たします作業道等の路網の効果的な整備を進めるために、その現況に係る情報を県で持っております森林地図情報システムに入力する事業でございます。

その下の段の森林計画樹立費の説明欄の2、森林整備地域活動支援交付金事業でございますけれども、これは従来からやっておりますけれども、間伐等の作業の前に必要となります作業区域を決めたり、あるいは作業道の補修等を行ったりといったような活動を支援する事業でございます。

その下の3、森林境界明確化事業でございますけれども、これは、昨年6月補正で創設いただきました森林整備促進及び林業等再生基金44億の基金を活用した事業でございます。森林の所有界が不明な地域におきまして、市町村や森林組合等で構成されます協議

会が行います、そういう境界を明らかにするための活動を支援する事業でございます。

95ページをお願いいたします。

最下段の水とみどりの森づくり事業費でございますが、これは水とみどりの森づくり税を活用した事業でございます。説明欄でございますように、次のページまでまたがりまされども、5つの事業を予定してございます。

説明欄の1、針広混交林化促進事業は、森林所有者による管理が放棄された人工林を対象に強度の間伐を実施いたしまして、針葉樹と広葉樹のまじった森林に誘導していく事業でございます。

次のページの3、シカ等森林被害防止対策事業は、シカ被害防止施設の資材費に対する助成を行う事業でございます。

4の水とみどりの森づくり推進事業は、住民団体やボランティア団体、さらには学校関係者や漁業関係者等の行います森づくり活動等を支援する事業でございます。

97ページをお願いいたします。

中段の林業公社貸付金でございますけれども、これは、林業公社が実施いたします森林の整備、あるいは借入金の償還等に必要な資金を貸し付ける経費等でございます。林業公社につきましては、これまで日本政策金融公庫からの借り入れも行ってきたところでございますけれども、総務省の指導等によりまして、平成22年度からこれを行わないということとしたため、前年度と比較しまして予算を増額させていただいております。

98ページをお願いいたします。

一番上の段の流域総合間伐対策事業費の説明欄でございます。間伐等森林整備促進対策事業でございます。

これは、効率的な間伐であります列状の間伐ですとか、あるいは基幹的な作業道の整備に対しまして定額で補助をする事業でございます。財源は、昨年6月補正で創設いただき

ました森林整備促進及び林業等再生基金でございまして、昨年より増額をさせていただいております。

最下段の森林病虫害等防除費の説明欄の2、松くい虫被害緊急対策事業でございますけれども、これは、ここ数年、あさぎり町や上天草市で松くい虫被害が急増しております、これに対応して被害木の伐倒駆除を集中的に行う事業でございます、これにつきましても、財源は森林整備促進及び林業等再生基金でございます。

99ページをお願いいたします。

2段目の造林事業費の説明欄にあります森林環境保全整備事業は、この森林整備の主体となる公共事業でございます。国の平成22年度予算の状況によりまして、前年度予算と比べて大幅な減額となっておりますが、平成21年度に組ませていただきました補正予算の繰り越し分を加えますと、前年度予算額とほぼ同程度の予算規模となるところでございます。

100ページをお願いいたします。ここから県有林関係の予算でございます。

下の段の管理事業費の説明欄の2、県有林オフセット・クレジット取得事業でございますが、これは県有林をモデルといたしまして、国のオフセット・クレジット制度、ジェイ・バー制度と申しますけれども、これによりまして二酸化炭素吸収量のクレジットを取得しまして、それを企業等に販売する事業でございます、これによりまして、県有林整備の外部資産の導入を図りますとともに、そういった取り組みを通じて、県にノウハウを蓄積しながら、民有林へのこういう制度の普及につなげていくということを目的としてございます。

101ページをお願いいたします。

一番下の段の県有林造成事業費でございますが、前年度より1億1,400万円余増加してございますが、これは説明欄の2の県有林整

備事業(補助分)におきまして、これも、森林整備促進及び林業等再生基金を活用いたしまして、中核的な作業道の整備を行うこととしたことによるものでございます。

102ページをお願いいたします。

最下段でございますけれども、森林整備課全体で38億3,900万円余の予算をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

103ページをお願いします。

最下段の説明欄、高性能林業機械アタッチメント等導入支援事業ですが、これは、林業への新規参入を促進するために、高性能林業機械導入を支援するもので、新規事業であります。

次に、104ページをお願いします。

林業労働力対策事業費ですが、説明欄の4以下の事業について説明をさせていただきます。

4の林業就業参入支援事業は、新規に林業就業を希望される方や林業参入を考えておられる建設業の方々に対しまして、林業に必要な知識や技術の習得のための研修を行うものです。

また、次のページですが、5の森林組合集約化施業推進体制強化事業は、森林整備等の仕事量を確保するために、森林組合が集約化施業を推進する取り組みを支援するものです。

6の林業・建設業等連携モデル事業は、林業及び建設業等の関係者及び市町村や県等で協議会を設け、相互理解、林業参入に向けた連携のあり方などの検討を行うものであります。

次に、106ページをお願いします。

県産木材需要拡大対策費で2億1,795万円余をお願いしておりますが、次の107ページをお願いします。

説明欄の5のくまもと地産地消の家づくり推進事業は、木造住宅を建てる際に地産地消を推進するため、柱材等の県産木材を提供するとともに、住宅見学会等を開催し、県産材の需要拡大を図るものです。

6の県産材利用加速化促進事業は、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金を活用したもので、県産材利用を促進するための木造公共施設整備や間伐材運搬経費及び地域材利用開発等に対する助成を行うものです。

7の県産木材フロンティア開拓事業は、県産木材の需要拡大を図るため、未開拓の建設分野での木材需要拡大や県民生活の中での木材利用を提案するための検討協議会や木材需要調査等を行う新規事業であります。

108ページをお願いします。

木材需要安定対策費で1億2,000万円余をお願いしておりますが、説明欄の2の森を育てる間伐材利用推進事業は、間伐材の利用推進のための流通経費の一部を補助するものです。

次の林産物振興指導費ですが、次の109ページをお願いします。

説明欄の4から7までの事業は、ふるさと雇用再生特別基金を活用した事業であります。竹林の再生を図るとともに、竹割りばしの生産・販売を確立、高級食材としての緑竹の生産出荷を推進し、シイタケの集荷体制を構築して、シイタケのスライス加工品を生産、販売するもので、これらの支援を行うのであります。

110ページをお願いします。

林業・木材産業振興施設等整備事業費で7億8,000万円余をお願いしておりますが、説明欄の1の林業・木材産業振興施設等整備事業は、林業生産性向上に資する高性能林業機械等の導入や地域材の流通・加工体制の構築に必要な施設整備に対する助成を行うものです。

2の緑の産業再生プロジェクト促進事業

は、森林整備促進及び林業等再生基金を活用した事業で、生産性向上を図るための機械の導入や加工施設の整備及び木質バイオマス利用施設整備に対する助成を行うものであります。

下段の林道費ですが、次の111ページにかかけまして、県営林道事業、市町村営の林道開設事業、大規模林業圏開発推進事業等で林道の開設事業を進めてまいります。

説明欄の4、森林・林業・木材産業基盤整備交付金ですが、これは新規事業でありまして、高性能林業機械や製材機械等の導入及び林道整備に係ります市町村への交付金であり、これまで国庫補助事業で助成していた県のかさ上げ補助金を整理統合し、新たに交付金として支援を行うものであります。

113ページをお願いします。

以上、林業振興課としましては、総額50億4,101万3,000円をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いします。

○久保森林保全課長 森林保全課でございます。

114ページをお願いいたします。

まず、最下段の治山事業でございます。34億9,100万円余をお願いしております。

説明欄の1の治山事業につきましては、山地荒廃箇所や地すべり地区等において治山施設等を設置するものでございます。美里町早楠を含む118カ所で事業を実施いたします。

115ページをお願いいたします。

中ほどの民有林直轄治山事業でございます。事業費3,000万円余を計上しております。

これは、九州森林管理局が阿蘇市一宮町内の民有林において実施する治山事業の県負担金でございます。22年度が最終年度となります。

次に、最下段の単県治山事業でございます。事業費7,400万円余を計上しております。

す。

説明欄の1の県営事業、2の市町村営事業等がございます。

116ページをお願いいたします。

最下段の保安林管理事業費でございます。2,000万円余を計上しております。

これにつきましては、説明欄の2の農林水産大臣権限に係る保安林指定、解除の事務。117ページをお願いいたします。3の知事権限の保安林指定の解除の事務経費でございます。

4の保安林位置情報緊急整備事業でございますけれども、これは緊急雇用創出基金事業を活用した新規事業でございます。指定解除した保安林の位置情報を正確に森林簿に反映しようとするものでございます。

次に、下から2段目の保安林整備事業費として4億2,300万円余を計上しております。これは、保安林の機能を維持・増進するために、植栽や下刈り等を実施するものでございます。美里町洞岳を含む95カ所で事業を実施いたします。

118ページをお願いいたします。

最下段の森林保全課といたしましては、46億1,400万円余をお願いしております。どうぞよろしくをお願いいたします

○神戸水産振興課長 水産振興課でございます。

119ページをお願いいたします。主なものについて御説明させていただきます。

3段目、200海里対策推進費のうち、説明欄1の漁業無線指導事業費は、気象海況や航海安全の情報等についての通信業務を県無線漁協に委託する費用等でございます。

120ページをお願いいたします。

下から2段目の内水面漁業振興費のうち、説明欄2の球磨川魚族補殖事業費は、球磨川水系に発電所を持つ九州電力とチッソの指定寄附により、アユの放流を実施するものでござ

います。

121ページをお願いいたします。

浅海増養殖振興事業費のうち、説明欄2の安心につなげる養殖魚づくり推進事業費は、ブリ、マダイ、トラフグの養殖魚につきまして、県と県漁連が適正に養殖されている業者を認証し、消費者に安心と安全をアピールするものでございます。

122ページをお願いいたします。

説明欄7は、色落ち被害が深刻な八代海北部において、色落ちの原因である植物プランクトンを食べるカキなどの二枚貝の養殖試験の経費でございます。

続いて、説明欄8は新規事業でございます。アメリカでブランド化しているクマモトオイスターの100万個単位での種苗量産試験の委託費や、生食利用のための食品衛生法上の海域の検査料等の費用でございます。

続いて123ページをお願いいたします。

最上段の説明欄2のくまもと地魚マスター認証制度事業は、本県独自の魚食文化などを魚屋さんなどに講習し、地産地消を進めるものでございます。

説明欄3の水産物ブランド化推進事業は、緊急雇用対策であり、合併漁協である天草漁協が、販売力強化のため販売促進員を雇用するためのものでございます。

続きまして、124ページをお願いいたします。

上段、漁場環境等対策事業費のうち、説明欄1の赤潮対策事業費は、一部新規事業であり、新規部分については、平成12年に40億円の被害を出しましたコクロディニウム赤潮の初期発生時に漁業者が行う粘土散布による赤潮の拡大の防止を支援する対策でございます。

次に、最下段の栽培漁業事業化促進事業費のうち、説明欄1のみんなで育てる豊かな海づくり事業につきましては、マダイ等9魚種の種苗生産委託費やヒラメ等の稚魚の放流、

アサリ等の資源管理型漁業の推進を図るものでございます。

説明欄2の有明海再生拡充事業につきましては、九州農政局と水産庁の委託により、ハマグリ、クルマエビなどの増殖技術の開発と海底耕うんによる漁場環境改善効果を調査するものでございます。

125ページをお願いいたします。

3段目の漁業経営構造改善事業費につきましては、水産関係施設整備に関する経費で、天草市の築いそ、長洲町の荷さばき所、ほか5カ所の共同利用施設の整備に関する補助でございます。

続きまして、127ページをお願いいたします。

最下段の漁業取締費のうち、説明欄4の漁業取締船法定検査関係工事費につきましては、漁業取締船2隻の5年に1回の船舶検査法に基づく定期検査の費用でございます。

以上、水産振興課合計13億1,800万円余の予算を計上いたしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

128ページをお願いします。

下から2段目の沿岸漁場整備開発事業費でございますけれども、内容といたしましては、下段の増殖場造成、それから次のページの水域環境保全創造事業費になっております。いずれも、水産資源の回復と持続的利用という観点から、増殖場、覆砂などの漁場の整備を行うものでございまして、合計5億5,106万9,000円の予算をお願いしております。

次に、130ページをお願いします。

130ページから135ページにかけては、漁港建設管理費といたしまして、8つの事業をお願いしております。

主なものを説明いたします。

上から2段目の広域漁港整備事業費につ

ましては、広域漁港、いわゆる生産流通の拠点となる港でございますけれども、外郭施設、係留施設、水域施設などの各施設を整備することによりまして、漁港機能の向上を図るものでございます。

131ページをお願いします。

上段の地域水産物供給基盤整備事業費につきましては、地域漁港、いわゆる県及び市町村が管理いたします地域に密着した漁港の施設を整備することによりまして、漁港機能の向上を図るものでございます。

次に、134ページをお願いします。

下段の漁村再生整備事業費につきましては、既存施設の有効活用と生活環境施設の整備を行うものでございまして、13カ所で実施を予定しております。

136ページをお願いします。

災害復旧関係予算をお願いしております。これはいずれも平成22年度に災害が発生した場合に、応急的に対応するための予算でございます。

以上、漁港漁場整備課といたしましては、総額33億6,609万2,000円の予算をお願いしているところでございます。以上で説明を終わります。

○九谷弘一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたと思います。質疑はありますか。

○前川収委員 2つございます。1つは、簡単な話なんですけれども、6ページ、くまもとオンリーワン農産物研究開発事業とか、ずっといろいろあって、最終的には124ページのみんなで育てる豊かな海づくり事業の財源内訳の中に「財」というのがありますね。余り今まで気にしたことがなかったんですけども、この「財」というものは、どこから来ているお金なのかを、ちょっとまず教えていただきたいのが1つです。

それから、もう一つは、米粉のパンの話です。これは、去年から、全国に先駆けて、本県が米粉パンの学校給食の普及ということに取り組んでいただいて、これは農業新聞等が1面トップでたしか取り扱われたような画期的な事業であったと思っています。

先ほどの課長の説明を聞いていると、ことは2分の1だという話を聞いておりますが、それだけ鳴り物入りで始めた事業で、確かに効果も出ていると。米粉生産についても、国内でもトップに近い雰囲気、今熊本県は頑張っていたいておりますけれども、ここが予算半減ということになって、せっかく去年から始めた事業が腰折れになるんじゃないかというような心配をいたしておりますけれども、その2点について御答弁をいただければと思います。

○麻生農産課長 済みません、順番が逆になりますけれども、よろしいでしょうか。

前川先生から、米粉について御質問がございました。2分の1になった経緯について、ちょっと御説明をいたしますと、昨年度につきましては、主食用米を米粉に使ったという——まだ米粉用の安い米粉が出回ってなかったので、非常に価格差が高かったというのが1点ございます。具体的に言うと、25円という非常に高価格差だったということですね。ことしからは、いわゆる低価格の米粉が流通をいたします。

ということと、あと、当初から、昨年の中で、ある一定額については現場にお願いいたしますよということを、その時点でアナウンスしておりました。

その中身につきましては、実は先生がおっしゃるように、せっかくそういうふうに行っているのに水を差すんじゃないかという御指摘でございますけれども、その辺につきましては、一部農業団体等からの助成金——県の金は少し減らしますけれども、農業団体から

の新たな助成金をもらうとか、あるいは、製粉会社に対して、コスト低減といたしますか、安く提供して欲しいといういろんな工夫をして、現実的には、価格差が減った分の予算の2分の1は県が相当しますけれども、また2分の1については、先ほど言ったように、新たな団体の助成及び関係者の努力について、やっつけられるというスキームを一応考えております。

○前川収委員 もう一つの方は、後でいいですよ。

今説明を聞いて、半分納得しましたけれども、いずれにしても、せっかく鳴り物入りで頑張っている米粉パンということで普及をさせているわけですから、予算が半分になっても事業には支障がないということで自信を持って課長がおっしゃったんだというふうに思っていますから、支障が出ないようにしていただきますね。支障が出た場合には、またアピールさせていただきますので、よろしくお願いします。

○麻生農産課長 関係者と今連絡をとっておりますので。

○前川収委員 お願いします。

○白濱農林水産政策課長 先ほど前川委員から御質問がありました「財」についてでございますけれども、これは、農林水産部には、研究開発の結果、農林水産物の売り払い収入というものが生じてまいります。その売り払い収入を財産収入ということで受け入れて、それを財源として、また研究開発を行っていくというものでございます。

○前川収委員 研究の過程でできた産物を売ると。売ったやつが財産収入になるから「財」と……

（「そういうことでございます」と呼ぶ者あり）

○前川収委員 ああ、なるほど。私は、何年もここにいてわからなかったですね、済みません。

じゃあ、それは一般財源にはならず、その他財源で入るわけですか。

○白濱農林水産政策課長 その他財源で入ります。

○前川収委員 わかりました。結構です。

○九谷弘一委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 3点にちょっと絞っていきたいと思います。

まず、31ページの農業改良資金貸付金、昨年は3億で、今度1億と。いろいろ理由があって、日本何とかというところに組みかえるような貸し付けになるからということもあったんですけども、これは、新規の作物や新たな技術の導入のために貸し付けをする人というのを、ブランド化したりとかなんかすると——ずっと大事な貸し付け事業ではないかと思うけれども、これだけ減ると影響があるというふうに考えるけれども、これはどうなんでしょうか。まず、1点目。

○牧野団体支援総室長 農業改良資金でございますけれども、まず、貸し付け主体が変更になるといったことを御説明しましたが、直接は関係ございません。それは、貸し付けの事務の合理化とか、効率化とか、そういうふうな視点もございます。

それと、今回の枠の減でございますが、実は、農業改良資金のメリットといいますのは、無利子資金でございまして、ちょっと古いものでございますけれども、需要があったわけなのですが、最近の農業への新しい投資

の低減傾向と、それからもう一つ、別に農業近代化資金というのが無利子でとられております。そちらの方に少し需要がシフトしているというふうなことも推定されるのですけれども、そのようなこともあって、最近全国的にこの資金の需要が減っているというふうな傾向がございます。ですから、いわゆる資金が借りにくくなったとか、そういうふうなことではないだろうと思っております。

○城下広作委員 そしたら、その新しいものに取り組み人が余りなくなったというふうに感じられるものだから、それはほかの制度で、もっと違う部分で借りられてやっているというならいいんですけども、この分の需要がないということは、新規のいわゆる開発に意欲がないということなのかなというふうにとられるけれども、それはそういうふう理解するんですか、じゃあ。

○牧野団体支援総室長 別途のところで、農業近代化資金を、前年度から新年度に向けて10億ばかり枠をふやしておりますが、そちらの資金は非常にニーズがふえているというふうなところもございます。

それで、資金それぞれに要件とかいろいろございまして、手続等がございますので、それに合った形で選定されるということでございますから、全体として減っているかどうかということになりますと、必ずしもそうではないとは思いますが、この資金については、最近ちょっとニーズが減っているということでございます。

○城下広作委員 じゃあトータル的に、熊本県内の農業で、新規のいろいろなそういう事業に対して、意欲的に技術を導入したり、いろいろもっと頑張って新しいものに取り組みうとかというのは、全体的に上がっているんですか。ちょっと最近は下がりよるとか、そ

の部分でトータル的にはどうなりますか。難しいですか。

要は新しい分野で頑張ろうとか、機械を導入して頑張る意欲がある人間は、ふえているんですか、ふえてないんですかと。貸し付けをしたいという気持ちでやっているか、それとも貸し付けしなくても自分でやれるという傾向か、その辺のことです。

○牧野団体支援総室長 資金の視点から申し上げますと、要するに新しい設備というものが一段落しまして、その更新は別なのですが、例えば低コスト用のあれとか、そういうふうなものになっていますので、額そのものは、ぱっと伸びているということではないかなというふうに資金の方からは見ておりますが、取り組みが多いか少ないかとなると、またちょっと話は別かなというふうに考えております。

○城下広作委員 わかりました。要は、熊本県で農業に意欲がある人たちが、とにかく新しいものに、そしてお金をかけてわっとやっっていこうというのが、右肩上がりなのか、状況から見てなかなか厳しいから、もうだんだん下がっているのかとか、こういうことがちょっと聞きたいというのが趣旨でございます。これは、これでいいです。

それで、例の遊休地を利用したイエロープロジェクト、例えば来年新幹線が来ると、沿線沿いは花でもてなそうとか、いろいろそういう構想があったんですけども、この事業と、新幹線沿線沿いにいわゆるヒマワリとか菜の花とか植えると、これはそれと一緒にんですかね。

それとも、遊休地と限れば場所が限定されるから、沿線沿いに特化してわっとやるというのは、全く別のものだと思うんだけど、この事業との絡みはどうなってるのかなというのをちょっと……。

○村山農村・担い手支援課長 農村・担い手支援課でございます。

私どもの36ページの遊休農地活用イエロープロジェクト事業は、目的は2つありまして、1つは、耕作放棄地とかそういう遊休農地を活用して、そこに菜種とかを植えて景観をよくしていこうというものでございますので、耕作放棄地解消の目的と、新幹線が来るので、その景観形成をやっっていこうと、2つでございます。

新幹線のもてなしの総合的なところでは、また別の事業でいろんな事業をやるかと思うのですけれども、私どもの事業は、耕作放棄地解消とその景観形成の2つをやろうというようなところでございます。

ということで、知事が、いろんなところで話しております。あれは、これを念頭に置いて言われているところでございます。

○城下広作委員 だから、耕作放棄地が沿線沿いに全部並んでおるとは限らぬから、要するに耕作放棄地はばらばらにあるわけだから、そこに植えることはいいんですよ。いいけれども、新幹線が沿線沿いを通るときに花でもてなそうという話を知事がされたから、それは沿線沿いをスポット的に選んでいくなから、耕作放棄地に限らずにやらないかぬから、その辺の考えはどう考えているのかということですか。

それと、あそこはヒマワリ、あそこは菜の花とか、余りばらばらでもおかしかでしょうから、大体作戦的には、ブロック別ですとか、そういう考え方というのは持っているのかということですか。

○村山農村・担い手支援課長 景観でもてなすというのは、すべて菜種で新幹線をぱっと全部というふうなことは思っておりません。やはり景観上で問題がありますのは、目につ

くところに耕作放棄地が広がって幾つかあるというのが、景観上よくないだろうということで、そこには、この事業を使って、菜種を使って景観をよくしていこうというふうなところでございます。

2番目につきましては、こちらに菜種、こちらは例えばヒマワリとか、それは黄色でいいんですけども、例えばソバとかもちよつと考えておりまして、それをなるべく、地域的に景観を目的とするのであれば、同じものをつくっていただくようお願いしようかと思っております。

○城下広作委員 この事業は、どちらかというと、沿線沿いの見えるところの耕作放棄地のところに重点的にやろうというイメージで考えているんですか。それとも、県下の耕作放棄地の場所にぽんぽんぽんとやるのか、県下をくまなく行っても耕作放棄地に花が植わっているというイメージなのか、沿線沿いを中心に、まずは計画的に、その辺の耕作放棄地の目に見えるところは全部解消していこうとするのか、その方向性は決まっているんですか。

○村山農村・担い手支援課長 一応実施場所は、基本的には新幹線沿線というのを重点地区というふうにしておりまして、まず、新幹線沿線であれば500メートル以内ということです。それから、駅周辺であれば1キロ以内をまず考えております。

それからあとは、もてなしの心ということで、国県道周辺ですとか、それから文化財の近くとか、あるいは、イベントをされるなら、その周辺とかというふうなものを中心に考えているところでございます。

○城下広作委員 大体イメージはわかりました。そういうふうに全くばらばらじゃなくて、ちゃんと箇所箇所にある程度の計画性を

持ってやるということだから、そういう考えがある意味では大事じゃないかなと思うし、そのときには、いろいろ黄色なら黄色でもいいですけども、ソバだったら黄色じゃないですから、白っぽいですから、いろいろせつかくやるなら、本当によく工夫をされて、いいアイデアだなというふうな形と、場合によっては、余り耕作放棄地のところだけをやったら効果がなくて、一帯をちょっとやった方がいいという場合には、必ずしも耕作放棄地じゃなくて、いわゆる作付されていても計画的にやるという考えもあっていいのかなというイメージがわくものですから、この辺はどうなんでしょうか。

○村山農村・担い手支援課長 私の説明がちょっと不足して申しわけございません。この遊休農用地活用の範囲としましては、そういった耕作放棄地もありますし、不作地、例えば水張りだけやっているとか、そういうものもあります。それから、裏作も、実は新幹線沿線は対象にしておりまして、ですから春の時期には菜種も植えていただきたいというふうな対象にしているところでございます。

○城下広作委員 わかりました。

○井手順雄委員 いっぱいあるんですけども、1つだけ、129ページ。

今回、購入砂で県営の覆砂事業を行うというふうなことでございます。本当にありがたいことだなというふうに思います。6年ぶりか、7年ぶりか、そのくらいの覆砂であります。

今アサリというのは、激減して、大変危惧しているところで、こういう事業を打っていただくということは、本当にありがたいというふうに思っておりますけれども、今この覆砂をする砂が、私は問題になっているんじゃないかというふうに思っております。

今、有明海では、砂が今年度はどうなのかというような思いがある中で、この事業に対して、砂はどこから持ってこられるのか、どういう予定なのかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○尾山漁港漁場整備課長 漁業者は、やはり有明海産の砂を望んでおられます。私たちも、できるだけ有明海産、それから県内産の材料を使いたいというふうに思っております。しかしながら、不足するという事になれば、その分は県外産によらざるを得ないかなというふうに思っております。

○井手順雄委員 今、県内産をぜひとも使いたいと、これは当たり前のことですけれども、現状においては、今年度においては、有明海産の砂はもうとれないというような状況があるわけでありまして。ということであれば、県外産に頼るしかないというようなことになってしまいますけれども、この県外産というところはどこから持ってくるんですか。

○尾山漁港漁場整備課長 今のところ、長崎県産が一般的に入っているというふうに聞いております。

○井手順雄委員 今、長崎からおっしゃいましたけれども、熊本県のいわゆる設計といいますか、こういう工事だった場合、何でも砂の場合は現場到着で幾らというようなことですので、県の方から長崎県産を持ってきてくださいという現場指定はできるんですか。産地指定。

○尾山漁港漁場整備課長 産地指定については、市場競争原理の観点から、なかなか非常に難しいということはあると思います。

○井手順雄委員 その産地指定ができないと

いうことであれば、業者は、やっぱり安い砂を持ってくるということが市場原理の中であるわけでありましてね。だから、県外産の砂で、どこの砂かわからないという砂があった場合、現在は、アナアオサだとかイガイ、ツメタガイ、こういう害虫がいっぱいおって、今アサリが生育できないと。害虫によっても、今大変危惧しているところでありまして。なおかつ、どこの砂かわからないと、産地指定ができないということであれば、これは県外産の砂に関しては、もしそれで覆砂に使用しようとした場合、何らかの対応策というのを考えなくちゃいけない。

例えば、いっぱい害虫がいないか、外来種がいないか、検査をして、安全性があった場合には入れていいとか、例えばそういうことは考えておられますでしょうか。

○尾山漁港漁場整備課長 害虫関係の試験はしたいというふうに思っております。

○井手順雄委員 そして、またもう一つ問題があるのですが、今回も市町村の整備補助もするという事でありまして。熊本市も、鏡も、玉名地区も、この覆砂事業というのをやりたいというような要望があるようだけれども、やはり県外産ということになれば、今熊本県で立米2,000円だったとしたら、県外産は3,000円近くになるんです。そうした場合は、あと市町村がこれは受けきらぬと、そういうことであれば、もう事業は断念しなくちゃいけないというようなことを今おっしゃっているんですね。

県がこうやって整備補助をされるならば、県外産の場合は、その分の砂の代金というのは、どやんか考えておられるんですかね。

○尾山漁港漁場整備課長 市町村の分についての補てんについては、考えてはおりません。

○井手順雄委員 ということは、市町村は、今回熊本市も、今年度から覆砂事業をやるということで考えておられますけれども、県内産がなかったらもう断念するというふうなことを、今担当課の方がおっしゃっているわけでありましてけれども、これはまことに水産振興策としては逆行するような立場であって、やはりその辺は、どうにか市町村が覆砂事業等基盤整備事業をできるような体制をとっていただきたいなというふうに思います。

それと、あわせて、130ページの県管理漁港工事が今行われておりますけれども、現在発注になっております塩屋の地盤改良、いわゆるサンド・コンパクション、この砂はどこから持ってこられるんですか。設計では熊本県産となっておりますけれども……。

○尾山漁港漁場整備課長 今入札の手続をやっておりますけれども、請負業者が決まれば、漁業者と発注者とで砂につきましては協議してまいりたいと思っております。

○井手順雄委員 どのような工夫をされるのか。熊本県産ではなかった場合、県外産となりますね。この場合、工事ですから、砂の流動があっておればいいわけでありまして、それは設計変更というような形に考えておられるのですか。

○尾山漁港漁場整備課長 仮定の話で、仮に県内産がないということであれば、単品スライドということで甲乙協議をしてまいりたいと思っております。

○井手順雄委員 今、尾山課長は、県内産がなければという仮定ですな。実際、今有明海で掘れるところの場所というか、海砂というのはあるんですか。逆にお聞きします。どこの砂を考えておられるんですか、県内産の砂

は。具体的にお願いします。

○尾山漁港漁場整備課長 八代海も、まだあるというふうには思っておりますが……。

○井手順雄委員 今八代海でとれてるのは何立米でしょうか。3万ぐらいですよ。恐らくこの塩屋のサンド・コンパクションも3万か5万か、そのくらいあるでしょう。そうした場合、八代市の砂業者さんは、今までずっと取引業者がいらっやって、何でその砂をわざわざ塩屋の工事現場に持ってこなんかと、そういうつき合いがあるわけでありまして。実際、八代はありません。どこですか、そしたら県内産は——どうぞ。

○尾山漁港漁場整備課長 それは、業者と一緒に協議しながら見つけたいというふうに思っています。

○井手順雄委員 くどくなるけれどもね、役所の方が県内産の海砂を使用しますという設計でうたっているわけですよ。業者は関係ないんです。そういう発注をする場合は、積算するわけですね。積算するとき、熊本県にはこれだけの砂がありますよというところで、熊本県産で設計書に入れるわけでしょう。その根拠はどこにあるんですかと、その産地はどこなんですかとお聞きしているんですけれども、どうでしょう。

○尾山漁港漁場整備課長 設計する段階では、あるということで考えております。実施するときに仮になれば、そういう形になるかと思っております。

○井手順雄委員 あと、ここは要望にしますけれども、この海砂というのは、やっぱり覆砂にしても、例えば八代の大築島あたりも、また来年度か今年度か知りませんが、

砂が大分要ります。こうした場合、やはり県内に砂があるんですね。もう県外からわざわざ高い砂を持ってくるより、安心・安全な県内産の砂を使った方がもちろんいいし、今環境というところの観点から、海砂を掘ったらだめと言われるけれども、実際漁民が困っている状況の中で、環境との共生というのも考えながら、やはり考えていかぬことには、もう一番から環境を破壊するからだめですよとか、そういう観点からの考えじゃなしに、漁民が生活できる最低限のところと、やっぱりここは守らないかぬ、その接点を見きわめながら今後やっていかなくちや、熊本県の水産というのは、私はあり得ないのかなと。

環境保全という形の中で、やはり干潟の再生だとか、いろんな形の中で考えていきながら、そこはそこで現時点においての状況というのを把握しながら、もうちょっと柔軟な体制をとってやっていただきたいなど、要望にかえさせていただきます。

○村上寅美委員 今、井手委員のは、大体半分ぐらいはおれも賛成だからあれだけど、これは県内産が一番いいということになったから、平野先生のところで、一応県内産に必要なところについては最大限努力するというところで、何カ所か、みお筋とか航路とか、いろんなところを掘るんじゃないの、場所場所によっては。そうじゃないの。そういうふうには、環境対策特別委員会でもその分に関してはということで、これはよそに業者が持ち出すわけじゃないんだから、地元で覆砂ということで、有明海に残すということが大前提だから、井手君、そうだろう。

○井手順雄委員 いや、それがなくなったから、購入砂で覆砂を行う……

○村上寅美委員 だから、この砂は覆砂するから、よそに持っていくわけじゃなからう

が。今までは持っていったとだけん。持って行って、商売人が売ってしもうて、ヘドロだけ残るとのが現実だけん、そういうことはもうやめましようということで、環境で議論するようになったんだから。

だから、今回は絶対反対ということじゃなくて、水産議連としても、容認をするというのは、有明海に覆砂するわけだから、よそに持っていかぬから、有明海に残るとというのが1つ、平野先生あるわけですね。残るということが……それが1つと、——何てや。

（発言する者あり）

○井手順雄委員 それがいかにぬと言いよつとですよ、今。

○村上寅美委員 どうして。

○井手順雄委員 予定数量が決まっとるから……

○前川収委員 委員長、委員長に許可を求めて発言をしてくださいよ。

○村上寅美委員 おれが質問しよつとに、何か。

○井手順雄委員 済みません。いいですか、質問。

それが、今有明海において、砂を数量以上にとつたらいかぬという中で、もう現在絶対数量が足らぬわけですね。

○村上寅美委員 だから、絶対数量が足らぬから、今君が言うように、天草か、八代か、2カ所しかないわけだろうが、今掘るところは。だから、有明海の覆砂に関しては、みお筋とかどうか、新たに掘ってもいいんじゃないかと。その砂は県外に流出するわけじゃないから、必要最小限のそれで足りない分は、それは業者とも協議して設計変更もある

うし、やると。

ただ、さっきの質問の中で、良質の砂でないといかぬと。検査だけは、絶対県外から持ってくる場合はやってもらいたいというのが1つ。

それから、八代と天草だけじゃなくて、広い範囲で必要最小限のところは……それをおれは言いよつとたい。

（井手順雄委員「おっしゃるとおり」と呼ぶ）

だから、それは堤君、どういうふうに判断しとるかね。そして、環境と共生ということは非常にいいことだ。

○堤農林水産部次長 井手先生が言われたのは、具体的に言いますと、天草の方でとっている砂、これが数量をオーバーしたということで、これからとれなくなるのではないかと、こういったことを前提におっしゃったことではないかというふうに思います。

これにつきましては、覆砂という点につきましては、井手委員が言われますように、やはり県外から持ってまいりますと、外敵生物というものがやっぱり大きな問題となるということで、漁業者も県内産の砂を使った覆砂をやっただけぬだろうかと、こういう要望が強いわけでございます。そういったことで、とれなくなる可能性も一方ではございます。

ということで、今とれるように別途努力をいたしておりますので、頑張っておりますので、申し上げておきたいと思っております。

○平野みどり委員 今、堤次長がとれるようにするというのは、どういうことですか。一定期間、今は……

○堤農林水産部次長 何も今のところだけでなく、別のところもまたございまして、そういったところも可能性があるわけでござい

ますので、そこで掘れるように今漁協あたりとお話をしているというところでございます。

○平野みどり委員 確認なんですけれども、今、検察庁の方で摘発を受けて、処分を待ってますね。それを受けて、県の方でも、一定期間操業停止とか、どういう内容になるかわかりませんが、今の業者、1社しか有明海はないと聞いていますが、そこが操業が一定期間できなくなるとすると、ほかの業者、これくらいの規模の業者はないと聞いていますけれども、場所を変えたとして、一定量が確保できるのでしょうか、技術的に。

○堤農林水産部次長 私も詳しいことはよくわかりませんが、業者というのはほかにもおられるようでございまして、そういった方にちょっと聞いてみますと、大丈夫ですよというような返事もございましたので、1社だけしかない、それがだめになったらもう掘れないということでもないようでございます。

○平野みどり委員 きのうの環境対策特別委員会では、そういう理解ではなかったと思うんですね。そういうことだったら、私たち有明海の環境対策特別委員会としては、再生に向けて、覆砂に関しては、作れいなどを優先して、足らなければ海砂を使うというような形で議論をして、提言の見直しを若干したわけですが、漁協の皆さんたちが砂を欲しいということは、私たちも要望書をいただいておりますからよくわかりますけれども、その削減計画の中で、一部を、海砂の方を活用してもいいですよという形での合意なので、この大きなところというのは私たちは逸脱すべきじゃないというふうに思うんですけれども。

○堤農林水産部次長 これは特別委員会の話

になってしまいますけれども、削減計画の枠を超えるということではございませんので、削減計画の枠内で掘って、それを優先的に、よかったら覆砂に回したいということでございます。

○平野みどり委員 本来でしたら、今回の業者が不法に相当量海砂をとって、それも本当だったら県内の覆砂に回すべきものなのを、どっかよそのところの工業用に使ったりしているというような現状の中で、きちんとした業者の管理というか、業者にきちんとそういった、片一方で環境に関してしっかりと取り組もうという県議会での議論があって、それで覆砂に必要な分の海砂利は認めますよというようなことを、しっかりと漁協にも、そして業者にも理解をしてもらわないと、やっぱり欲しいのはたくさん欲しいでしょうけれども、整合性という部分で、やっぱり私たちは、有明海の環境、覆砂だけの問題じゃないですけども、水産業が非常に厳しくなっている中で、最大限アサリの採取に関しては望んでおられるので、そこに配慮して覆砂をしていこうということですので、ぜひそこら辺は厳しく伝えていただきたいというふうに思っています。

○堤農林水産部次長 ここは許認可、許可が2課ございます。水産振興課の場合ですと、量を許可するわけではございませんけれども、産業支援課と河川課で量を許認可するわけでございます。そこでしっかりとやっていただくということになると思いますので、その辺は大丈夫じゃないかなと思います。

○九谷弘一委員長 よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 よろしいですね。

（「昼でやめると」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 昼、ちょっと休憩しますので、質疑分だけは終わらせて……

（「その他はまだあるです」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員 じゃあ、この予算書の中で1点。

城課長、長崎のやつが、国の試験場が、戸別補償の問題に係るけれども、この試験場が静岡に一元化という話が出ておるね。これは予算と関係ないか。

○城園芸生産・流通課長 予算とは関係ありません。

○村上寅美委員 なら、それは昼からよか。

○九谷弘一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第46号、第47号、第56号及び第57号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第46号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号外3件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

一たんここで休憩をさせていただきます。また1時から再開をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分開議

○九谷弘一委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開したいと思います。

まず、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、白濱農林水産政策課長。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

熊本県水とみどりの森づくり税について御説明申し上げます。

1の税制度の概要に記載のとおり、この税は、平成17年度に導入しまして、個人県民税として、年額500円、法人県民税として、均等割りの5%相当額1,000円から4万円を御負担いただき、これまで森林の公益的機能の維持、増進を図る施策に取り組んでまいりました。

今年度は、導入から5年目に当たりますが、条例の中で、施行後5年を目途に、今後の税の使途及び税額等について検討することになっておりますので、これまでの施行の状況と今後の取り扱いについて御説明いたします。

まず、2の条例の施行状況でございますが、税収は、5年間で23億3,000万円余、単年度平均で4億6,000万円余となっております。

次に、歳出決算の方の内訳でございますが、5年間の合計で、①の森林の公益的機能の発揮に向けた取り組み、主にハード事業でございますが、これが全体の8割、②の県民参加の森林づくりを推進するための普及啓発に向けた取り組み、主にソフト事業でござい

ますが、全体の2割弱を占めております。また、③のその他として、市町村に対する賦徴収費として1億3,000万円余、5%程度を支払っております。

詳しい事業の内容につきましては、2ページから4ページに記載しておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、3の今後の取り扱いについてでございますが、水とみどりの森づくり税の制度及び仕組みは、引き続き維持していくこととしております。

その理由としましては、まず①ですが、木材価格の低迷や林業従事者の減少・高齢化に伴う厳しい林業経営の状況などを背景として、管理がされないままの森林が依然として存在するとともに、シカによる被害など、森林の公益的機能が低下しつつあります。

このため、引き続き税を活用して、管理が見込めない人工林対策や県民参加の森づくりを通して、森林の公益的機能の維持・増進を進めていく必要があると考えております。

また、②のとおり、現行の税制度は、引き続き県民へ周知を図る必要があるもの、おおむね円滑に機能して定着しているものと考えております。

最後になりますが、本税は超過課税でありまして、5年後の見直し規定を条例に設けております。なお、この見直しに関する条例改正は、総務常任委員会に付託されておりますので、こちらの方では報告事項とさせていただきます。

以上が施行後5年を目途に検討した結果でございます。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

熊本県財政再建戦略に基づく税の使途見直しに係る検討を行いましたので、その経緯を参考までに添付しております。ごらんいただければというふうに思います。

以上でございます。

○麻生農産課長 戸別所得補償の制度について御報告申し上げます。

一番最初の概要のところでございますけれども、もうこれは既に御案内のとおり、本年度、モデル事業ということで5,618億円の予算が組まれております。

内容につきましては、2つございまして、麦、大豆等の振興を図るための水田利活用自給率向上事業、それから、お米の戸別所得補償をするモデル事業3,371億円ということでございます。この中で、差額の補てんと同時に、一部定額補正ということで内容となっております。

これまでの推進状況につきましては、2をごらんいただきたいと思っております。

今後のスケジュールにつきましては、現在各地域で農家への説明事項が行われており、6月までに申請がなされるものということでございます。年内に交付金が支払われる予定でございます。

概要につきましては、カラーの1枚紙がございまして、22年度の戸別所得補償モデル対策の概要の中の、先ほど申し上げました水田利活用事業につきましては、これまで地域ごとに単価を決めておりましたものを、全国一律の単価ということで、(1)のように麦の3万5,000円から米粉等の8万円、さらには、新たに二毛作に対して1万5,000円の助成が出るなどの内容となっております。

(2)でございますけれども、対象者として、これまで生産調整に取り組んだ人に限って出しておりましたけれども、今回については、達成者にかかわらず助成を出すという内容が大きく違っております。

裏面をおあげいただきたいと思っております。

これが、いわゆる米の戸別所得補償モデル事業でございまして、この内容につきましては、交付単価のところに書いてございますように、定額部分、これは単価と販売価格等に

かかわらず、定額補助として1万5,000円を助成する内容でございます。

あと、変動部分につきましては、いわゆる全国一律の販売価格と生産費、これは過去3年間、7年間の中庸5年の平均のものを算定した差額を払うというところでございます。

対象者につきましては、この分に関しては、生産数量目標、いわゆる生産調整を行った販売農家及び集落営農のうち、水稻共済に加入している者、または前年度に出荷・販売実績のある者。

なお、交付対象面積につきましては、販売ということで、飯米の10アールについては控除がなされるというふうになってございます。

以上でございます。

○宮崎農村計画・技術管理課長 私の方から、2件御報告をいたします。

まず1件目でございますが、国営川辺川土地改良事業(利水事業)につきまして御報告をいたします。

現状でございますが、3点目から4点目にかけてごらんください。

現在、既設導水路活用案で地元の調整がなされているわけでございますが、相良村の2地域から除外を求める声がございます。相良村の方で、12月から意向を確認するというところでアンケート調査を実施されております。

その結果が、ちょうど真ん中の表にございますが、①のところをごらんいただければと思いますが、両地区とも賛成が4割弱というような結果になったわけでございます。

この結果を踏まえまして、相良村長さんの方で、この2地域を含めた事業推進は難しいということで、両地区を除外するということを表示されて、6市町村会議においても、この両地区を除外して進める場合のいろんな問題につきまして協議を続けていこうというこ

とを確認されているということで、引き続き調整がなされている状況でございます。

県といたしましては、やはり地元の合意形成が一番大事でございますので、引き続き必要な支援につきましてやってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

2件目でございますが、国営大野川上流土地改良事業(大蘇ダム)の件でございます。

この件につきましては、国が、ことしの春の通水までに基本的な方向を示すというふうに言っておたわけでございますが、先週でございます、11日に、郡司農林水産副大臣が、本県それから大分県に来られ、国の対応策について説明があったということでございます。

その説明内容が、ちょうど中段ぐらいにございます。副大臣の説明内容ということでございますが、主に上の3点でございます。

1点目が、平成22年度から、来年度からでございますが、地域の水需要に応じた用水供給、つまり大蘇ダムの本格的な運用を行いますということでございます。

2点目につきましては、来年度から3カ年にわたりまして、大蘇ダムの浸透抑制対策、括弧で書いてございますが、コンクリートの吹きつけ等、22年度予算では2億8,000万円、これは全額国費でございます。で行うということ、それから、大蘇ダム、それからもう一つの水源でございます大谷ダム、この利水機能、それから地域全体の水需要について検証をしたいというようなことでございます。

地元の方からは、ダムの安全性でありますとか、対策工事期間中の用水供給をしっかりとやってくれというようなこと、それから、全体として、地域の農業の状況も相当変わってきている、厳しくなってきていると、そういった声があったわけでございます。

今後の進め方でございますが、国の方針に対しまして、県としましては、こちらにごさ

います3点。

1点目が、水利用開始を昨年からされております。もう営農が始まっておりますので、用水が途切れなく供給される、これが一番大事かと思っております。

2点目につきましては、先ほど申し上げました国の対応策につきましては、確実にしっかりやってほしいということでございます。

3点目につきましては、これも以前から国に言っておることでございますが、大蘇ダムの浸透問題については、国の責任で対応してほしいと。

このようなものを基本といたしまして、国が来年度から行います調査、それから農家の水の状況、利用の状況なんかを含めまして、県としても対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○白濱農林水産政策課長 次世代育成支援行動計画につきまして御説明を申し上げます。

熊本県次世代育成支援行動計画(後期計画)になりますが、策定につきまして御報告を申し上げます。

熊本県次世代育成支援行動計画(後期計画)につきましては、少子化対策課の所管でありまして、厚生常任委員会での付託審議とされておりますが、当委員会に関連する計画の概要について御報告させていただきます。

最初から別紙1になっておりますけれども、こちらの方をごらんいただきたいと思います。

この計画の策定趣旨でございますが、平成17年3月に策定されましたこの前期計画の計画期間がこの3月で終了しますことから、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする後期計画を新たに策定するものでございます。

次に、別紙2になりますけれども、これには、この計画案の概要を、そして別紙3に

は、施策の体系図を記載しております。このうち、本常任委員会の関係では、次のページの別紙4に記載しております。

まず、第7章子どもの自立への支援の中で、環境教育を推進するため、学校林を活用した森林作業体験や幼稚園、保育所等への県産木材を使った机、いすの導入助成等を実施することとしております。

また、第8章次世代育成に向けた意識づくりの中では、農林漁業分野における女性の能力を發揮できる環境づくりを推進するため、女性リーダーの養成、技術・技能研修会や起業化への支援等を実施することとしております。

以上、計画の概要につきまして御報告申し上げましたが、この行動計画は今後の次世代育成少子化対策推進の総合的な計画でありまして、策定後は、この計画に基づきまして、関係各課で連携を図りながら、少子化対策に取り組むこととしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○九谷弘一委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 ございませんでしょうか。

○村上寅美委員 2番の戸別補償問題で、横島干拓が絡んでいるようなお話を聞いてるけれども……

（発言する者あり）

○九谷弘一委員長 意見書で出すようになっております。よろしゅうございますか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○高野洋介副委員長 委員会からの意見書提出について、2件提案したいと思います。

意見書案がございますので、ただいまからその案をお配りいたします。

（意見書案を配付）

○高野洋介副委員長 まず、1件目は、長崎県にあります独立行政法人果樹研究所口之津拠点が、平成27年度をめぐりに静岡県に移転する計画のあることが判明いたしました。

口之津拠点は、温州ミカン及びデコポン等の品種開発や後継者の育成等、本県だけでなく、九州におけるかんきつ農業に大きな役割を果たしているため、存続を求めるという内容の意見書であります。

次に、2件目は、先日の委員会で委員長から質疑があった件です。

来年度から戸別所得補償モデル対策が実施されますが、横島干拓については、畑地として入植されているため対象外とされております。米は、配分された生産数量目標に即して生産されており、農業共済にも加入していることから、横島干拓についても、米戸別所得補償モデル事業の対象とすべきという内容の意見書であります。

この2件の意見書を国等に対して提出することとし、この議案を本委員会から提出していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 本委員会から意見書2件を提出していただきたいという提案であります。

まず、独立行政法人果樹研究所口之津拠点の存続を求める意見書案について、何か御意見等はありませんか。

○村上寅美委員 城課長、この存続の必要性ということと、熊本県の九州において生産の位置づけということをちょっと説明して。他県等の数量等も含めて。

○城園芸生産・流通課長 今、高野副委員長からの御説明にもございましたように、口之津拠点につきましては、温州ミカン、デコポンの研究所として、いろいろな貢献もされておりますし、それとあわせまして研修施設も併設されております。そちらの研修生につきましては、約1,000名ほどの研修生が今までおられます。

そのうち、熊本県においても、約180人ぐらの研修卒業生がおられます。口之津に移転された後でも150名ほどがおられまして、農業者の中でもリーダー的な存在、または農業団体の中でも優秀な指導的な立場の方が多数おられます。

研修という面でも今まで非常に大きな貢献をしてきた施設でもございますので。それとあわせまして、試験研究面では、温州ミカン、デコポンに加えまして、最近問題になっております地球温暖化によるかんきつ関係の影響等の試験研究が非常に望まれております。そういう意味におきまして、存続は必要だろうというふうに私としても思っております。

以上でございます。

○九谷弘一委員長 ありがとうございます。

それでは、この意見書により、委員会提出議案として、本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 御異議がないようですので、この意見書により、議案を提出することに決定いたしました。

次に、戸別所得補償モデル対策における横島干拓の取り扱いに関する意見書案について、何か御意見等はありませんか。

○井手順雄委員 いいですか、確認で。

新栄地区の区長さん、昭栄地区の区長さん、大栄地区の区長さん、しあわせ地区の委員長さん、そして全体の管理組合の方からの要望という形でありますけれども、全地区固まったところの要望であるということで認識してよろしいですかね。反対しているとか、どうでもいいとか、何か違った意見を持っているグループの地区はあるのか、ないのかという話でございます。

○麻生農産課長 一応これは全員の地区の、特に土地改良管理組合とか、しあわせ地区とか、全部の運営委員会を網羅しておりますので、全地区というふうに思っております。

○井手順雄委員 はい、わかりました。

○九谷弘一委員長 ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 ありませんか。

それでは、この意見書案により、委員会提出議案として、本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 御異議がないようですので、この意見書案により、議案を提出することに決定をいたしました。

ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、陳情・要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして、第8回農林水産常任委員会を閉会します。

なお、本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

この1年間、委員各位の温かい御指導、御協力をいただきながら、高野副委員長とともに

に円滑な委員会運営に努めてまいりましたが、委員の皆様方におかれましては、終始熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、廣田農林水産部長を初め、執行部の皆様方の御協力につきましては、心から御礼を申し上げます。

この1年を振り返ってみますと、政権交代があり、来年度は米に対しての戸別所得補償制度がモデルケースとして実施される予定ですが、今後の農林水産業施策がどのようになるか、全く不透明な状況にあります。

本県の財政を取り巻く環境も大変厳しく、世界的不況が県財政を直撃しており、また、政権交代後のさまざまな施策の変化もまだまだ先の見えない状況にあります。

また、新たに不適正な経理処理の問題も発覚しましたが、今回の件を真摯に受けとめ、今後もお一層の御努力をお願いしたいと思います。

また、委員会視察関係では、アニアオサ被害や赤潮被害、ミカン農家の視察及び県内の各研究施設や三重県の先進的施設の視察をさせていただき、今後の本県の農業施策や施設整備に役立っていくと思っておりますし、委員会の今後の審議を深める有意義な視察研修が行われたと感謝しております。

また、3月末をもって退職をされる職員の皆様におかれましては、長い間大変御苦労さまでございました。今後とも、県政発展のためにお力添えをいただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方並びに執行部の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

今まではお別れ会があつておりましたけれ

ども、常任委員会ではお別れ会を本年度はやらないということでありまして。何か3名の部長室の方がおやめになるそうでありますから、どうぞ一言ずつごあいさつをいただければ、ありがたいなと……。

○藤井農林水産部次長 済みません。農林水産部で農業生産担当の次長をしております藤井でございます。

一言御礼を申し上げます。

各委員の皆様方には、日ごろから、御助言、御指導をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

私、昭和50年に入庁しまして、35年になりますけれども、昭和50年当時、既に厳しい農業情勢というあいさつ、まくら言葉を使っておりました。しかしながら、実際は平成2年まで順調に伸びておりまして、園芸作物だけで申し上げますと、平成10年まで順調に伸びております。

しかし、平成11年に台風災害が起きまして、これを契機といたしまして低迷状態が続いていると。最近は、また景気低迷で、本当の意味で農家経営は厳しい状況が続いているというふうに認識しております。

ここでいろいろ御教示をいただきましたことを糧にいたしまして、これからは熊本農業の元気づくりに応援部隊としてお手伝いできればというふうに考えております。

どうかよろしく願い申し上げます。お世話になりました。

○加納農林水産部次長 農業土木の方を担当させていただきました次長の加納でございます。

大変皆様方にはお世話になりました。時代が大変大きくうねっているとき、しかも土地改良予算が厳しくなった折に退職と相なっております。

委員の先生方にも、それから続いておられ

ます後任の方々にも、ぜひこの荒波を乗り切って、そして新たな未来に向かって進んでいけたらいいなというふうに思っております。

大変長くお世話になりました。ありがとうございました。

○堤農林水産部次長 私も、1年早うございますけれども、このたび退職をすることになりました。

実は、私は熊本県出身ではございませんで、福岡県出身でございまして、1年だけ熊本で働こうということで来たわけでございますけれども、余りにもいいところでございましたので、37年間たってしまいました。

長い間お世話なりまして、ありがとうございました。

○九谷弘一委員長 どうもありがとうございました。どうぞひとつ今後頑張ってくださいと思います。県政発展のために御尽力をお願い申し上げます。

それでは、これで終わります。

午後1時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長